

更新日	No.	質問	回答
9/9	1	P1…「3－(1)－①略(積極的な自主事業の実施)」についてP6(4)に「自主事業については、指定管理料に含まれていない」ことや、「自己の責任と費用で実施してもかまわない」旨の記載があるが、「積極的に自主事業を実施しなさい」と要求するのは筋が違うのではないか？	「1(4)施設の設置目的」は、スポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与することであり、自主事業は目的達成のために指定管理者に求める業務のひとつとしています。事業費については、指定管理者制度の趣旨である「民間のノウハウを活用」し、創意工夫することによって参加費等の収入を確保し、事業にあたっていただきたいと考えます。
9/9	2	P1…「3－(1)－②市民の健康・体力づくりの指導」について施設管理をするだけの指定管理者が「指導」業務を担当するのか？本来は市スポーツ推進委員の役割なのではないか？	従来より仕様書によって指定管理者の行う業務となっており、引き続き、施設設置目的達成のために業務をお願いしたいと考えています。
9/9	3	P2…「(3)－①利用料金の設定・徴収」について使用料金は条例で決められているはずだが、指定管理者で利用料金を設定してもよいとはどういうことか？	「使用料」は市の歳入となるべき公金ですが、「利用料」は利用料金制度に基づき、指定管理者が使用料を利用料として収受できるようにしたものです。よって、村山市スポーツ施設条例第5条第2項に基づき、条例の範囲内で指定管理者が設定することになります。
9/9	4	最上川右岸GG場は市の「スポーツ施設条例」には入っていないので、指定管理者が独自に利用料金を設定してもかまわないということか？	最上川右岸グラウンドゴルフ場は、国より借用している施設であり条例には掲載されておりませんが、スポーツ振興の観点よりスポーツ施設の一つとして指定管理者の管理施設に含めております。利用料金については、利用料の根拠となる使用料を条例で定めていないため設定はできません。
9/9	5	P2…「(5)その他の業務」及び「別紙2」について20年も市が様々な関係機関と連携を取りながら主催してきた伝統の大会を、体育施設を管理するだけの指定管理者に任せるとするのはいかがなものか。任された方もマニュアルもなく戸惑うのは必至。また、市内一周駅伝大会は、市全体の大事業なのに、その事業会計を市当局ではなく、外部の指定管理者が担当することも問題ではないのか？	指定管理者が行う業務の範囲で、「①運動・スポーツイベントの充実」と「⑤関係機関、地域との連絡調整」に該当する適切なイベントであり、委託業務の位置づけで事業費枠を設定しました。実行委員会形式で行っており、監査も実施することから会計事務は問題ないと考えており、この大会は各地域を主役としていることから、各地域との連携を構築するために最適と考えています。しかしながら、隣接する警察や事務局を務める市スポーツ推進員の調整など、市が行ったほうが効率がよい事項もあることから協議の上範囲を確定させたいと考えます。
9/9	6	市内一周駅伝について、警察署や市、市スポーツ推進員などを動かさなければならない責任ある重要な仕事を任されても、少ない人件費では全く割に合わない気がする。また、市がどのくらい協力してくれるのかも未知数である。	

更新日	No.	質問	回答
9/9	7	P2…「(6)－①不払い利用料の徴収業務」について 利用料は指定管理者側の収入であるが、市が徴収業務を行うというのは、どういうことか？徴収した利用料は市の会計に入ることになるのか？	利用料は、指定管理者の収入となるため民法上の債権となり、仮に強制的に徴収する場合は民事訴訟法上の手続きとなる場合があります。できる限り徴収の努力をいたしますが、訴訟など指定管理者の権限を越えるような事例であれば、市が公金として徴収することを指しています。ただし、その徴収額は使用料として市の歳入になります。
9/9	8	P2…「(6)－③管理施設の30万円以上の修繕」について これまでは「5万円以上の修繕」となっていたのを「30万円以上」にした理由は？	市の予算執行上の問題で、予算計上や契約等の事務手続きに時間を要するため、スピーディーに対応できない事例が多々あります。公金の執行制約のない指定管理者に柔軟にスピーディーに対応していただくことによって、施設利用者に支障をきたさないように見直しをしました。
9/9	9	P3…「(6)－①管理責任に係る保険等…」について 施設管理に係る保険であれば、施設の設置者である市が負担すべきものではないのか？	建物は保険に加入しておりますが、万が一、指定管理者の業務上の故意または過失により管理物件に損害が生じた場合や、利用者に損害を与え損害賠償請求された場合などを想定しているものです。
9/9	10	P4…「(10) 備品の貸与」について 市の備品について、例えば新体操マットなどは貸し出してもいいのか？また、大変高価なものなので、貸し出す際には料金を設定してもいいのではないのか？	施設内部で、新体操部が新体操の練習をするために利用する、といった適正利用であれば貸出は問題ないと考えます。また、その競技に付随する備品（バスケットボールにおけるバスケットリング等）については、スポーツ振興のために利用してもらう目的で備えているものなので料金を設定していません。ただし、高額な備品もあることから、常に良好な状態で可能な限り永く使用できるよう管理・指導をお願いいたします。
9/9	11	P5…「(14) 不可抗力」について 別紙4のフローチャートでは、「簡易トイレ撤去」は市が行うと考えていいのか？指定管理者側が実施するのであれば、指定管理料に「簡易トイレ撤去費」として予算化されていないとおかしいのではないのか？	簡易トイレの設置・撤去等は指定管理者の管理運営の範疇となります。費用については、恒常的経費ではないため参考資料としての別紙3には計上しておりません。撤去費用を見込んで指定管理料をご提案ください。
9/9	12	P5…「(15) 防災拠点施設」について 村山市民体育館と武道館が避難所指定になるとすれば、災害時に使用する簡易ベッドやパーテーション等災害グッズの準備・ストックはきちんとなされているのか？	災害の規模・内容により施設の対応や用途が異なってくるため、対策本部の指示に従い積極的な対応と協力をお願いいたします。災害時必要物品については、市の災害担当班が対応いたします。
9/9	13	P5…「5－(1) 指定管理料」について 別紙3の積算根拠予算について、令和3年度委託料と令和2年度の予算を比べると、施設管理委託料が1,534,000円減額されているが、その根拠は何か？	現状の指定管理料のうち、主に自主事業費や別途負担金として支出すべきもの等を見直したものになります。

更新日	No.	質問	回答
9/9	14	募集要項には、5年間の指定管理料が153,762千円で「消費税及び地方消費税相当額を含む」と明記されているが、別紙3の積算根拠には「租税公課」の項目がないのは矛盾しているのではないかと？	市から支払われる指定管理料は、指定管理料業務に係る課税経費を支払う際の消費税及び地方消費税相当額が含まれています。納税する額は、経営努力で補える範囲であるよう算定しています。
9/9	15	別紙3が、5年分の指定管理料の積算根拠のための資料として作成されたものであれば、指定管理者はこの積算根拠通りに予算を組まなくてもいいのか？もし、この通りに予算執行しなければならないのであれば、指定管理者としては自由度がなく、創意工夫もできない大変窮屈な運営となってしまうのではないかと。	別紙3は指定管理料の上限額を示すものであり、参考としていただくものです。創意工夫による利用料収入や自主事業収入の増、また経費削減等を加味して自由度のある予算編成に努めてください。
9/9	16	別紙3の積算根拠で、合計額から利用料収入見込額を差し引いているのはなぜか？	本来は、利用料金収入だけで運営できることが最善ですが、施設の性質上困難であることから利用料で不足する経費を指定管理料として補っています。
9/9	17	P6…「(1)－①人件費」について施設管理料は減額し、仕事を増やすというのは、時給を下げると同じことではないのか？	別紙3において、業務量に見合った人件費を積算しています。
9/9	18	P6…「(2)－②利用料金改定や自主事業の参加費等も市の承諾を」について自主事業については、「自己の責任と費用で実施してもかまわない」と言うのであれば、「参加料は市の承諾が必要」というのはおかしいのではないかと？	公の施設を管理する指定管理者が行う事業として、スポーツ施設の設置目的に合致し、実施する内容が著しく逸脱したものではないか、本業務の実施を妨げないものであるか、等の確認が主となります。
9/9	19	P6…「(4)－②自主事業計画を事前に市に提出し承認を受ける」について自己の責任と費用で自主事業を実施しても構わないのであれば、承認を受ける必要はないのではないかと？(自主事業のための予算的措置がないにもかかわらず、権限を行使するやり方は納得しかねる。	
9/14	20	【様式第2号の1：事業計画書】において、「記入欄が不足する場合は、適宜広げて記載」とありますが、記入欄を広げても書ききれない状況のため、別紙に記載した上で補足資料として添付してもよろしいでしょうか。	別紙を添付して構いませんが、どの部分に関連する資料かが明確に判別できるようにお願いいたします。
9/14	21	募集要項P2「4.指定管理者が行う管理業務の基準」において、「(2)関係法令等の遵守」とありますが、事業計画書の作成にあたり、考慮すべき貴市の上位計画や関連計画(総合計画やスポーツ関連計画、維持管理計画等)がありましたらご教示ください。	①第5次村山市総合計画 後期基本計画 (P86, 87, 103) ②第2次村山市教育振興基本計画 (P29, 35, 47, 49, 50, 51, 52) ③村山市公共施設等総合管理計画 (P30) 等をご参照ください。(HP「その他」へ資料追加)

更新日	No.	質問	回答
9/14	22	募集要項P7「7. 募集及び選定等のスケジュール」において、申請書類提出後に審査委員会が開催予定となっておりますが、審査にあたり、申請書類について説明する場が無い状況です。現在作成中の事業計画書及び収支計画書について、説明する場（個別ヒアリング等）の実施を検討頂けないでしょうか。	「村山市公の施設に係る指定管理者の指定等に関する事務処理要領」に基づき、審査会において申請者の意見を聴く場合がありますので、その際はご協力をお願いいたします。（10月22, 23日予定）
9/14	23	募集要項P10(2)の申請書類の中で、⑧市税その他の納付義務を証する書類とありますが、具体的な証明を要する種類等を教えてください。	税金の滞納がないことの確認のため、最新の市・県・国の納税証明書をご提出ください。 Ex) 税務署：納税証明書「その3の3」
9/14	24	8/28の説明会において、各施設の利用状況の説明（定期利用団体数など）がありましたが、各施設の効率的な運用の検討を行うため、具体的な利用状況（1週間のスケジュール、時間割など）をご教示ください。	HP「その他」へ資料を追加しましたので、ご参照ください。
9/14	25	8/28の説明会において、各施設の利用にあたり、指定管理者は定期利用団体が集まって調整する会議の運営支援を行うとあり、これは募集要項P1「3. 指定管理者が行う業務範囲及び内容」に記載の「利用者会議」のことを指すと思いますが、この会議体を含め、指定管理者が参加すべき会議体の年間スケジュールの日時について、昨年及び今年の実施状況をご教示ください。	現在、指定管理者は2月中旬、定期利用団体調整会議を主催しています。 その他、参考としてR1年度会議参加状況を以下に記載します。 ○全国各流居合道さくらんぼ大会 ・部会会議（5/28 18：30から1時間30分程度） ○ROSE CAMP ・事前打合（昨年未実施 1時間程度） ・当日打合（7/6 09：00から1時間程度） ・事後打合（昨年未実施 1時間程度） ○S-mileマラソン[事務局として] ・実行委員会（4/17 15：30から1時間程度） ・実行委員会（12/12 15：00から1時間程度） ○市一周駅伝[事務局として] ・実行委員会（7/24 10：30～1時間程度） ・監督会議（9/24 19：00～1時間程度） ・ ” （10/1 19：00～1時間程度）
9/14	26	8/28の説明会において、各施設の委託状況の説明（清掃や芝刈りなど）がありましたが、来年度以降も継続して委託する必要がありますでしょうか。	委託継続は必須ではございません。なお、委託を継続する場合は、可能であれば市内事業者等の選定を望みます。

更新日	No.	質問	回答
9/14	27	利用者に安全に利用頂く観点から、すべての施設にAEDを設置すべきと考えております。また、施設が市内に点在していることから、兼用は難しいと考えます。そこで、万一設置されていない場合は、貴市の負担で設置頂けると考えてよろしいでしょうか。	設置の必要性、費用については市で検討いたします。